

# 障害児施設給付費・障害児施設医療費負担上限額 に対する異議申し立て行動のまとめ

2007年3月8日

## 1. はじめに

障害者自立支援法の成立にあわせて、児童福祉法の一部「改正」が行われ、障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、等々）は、措置から契約方式に変えられた。これによって、障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結ぶことになった。それらの施設を利用する場合は、これまでの応能負担から、サービスの1割（負担軽減策の仕組みあり）を負担する応益負担に改悪され、2006年10月より実施された。

その結果、Mさんをはじめとして、障害児施設に通う障害児をもつ父母の負担が増え、Mさんのようにリハビリや通園回数を減らさざるを得なくなった。

そのため、Mさんは金沢市長に対して、「生活保護以下の暮らしなのに、保育料（障害施設給付費）が無料ではないのが大変おかしい」「10月からリハビリに通うごとにお金が取られることになりました。他の医療機関に受診・リハビリをしても心身障害者医療費助成制度が使えて無料なのに、障害児施設医療の場合はお金がかかるのがおかしい」という立場から、異議申し立てを行った。

## 2. 異議申し立ての趣旨及び理由

### (1) 異議申し立ての趣旨

金沢市児童相談所所長が2006年9月26日付で決定した障害施設給付費・障害児施設医療費支給決定」を取消し、上限月額を0円と支給決定する「決定」を求めます。

### (2) 異議申し立ての理由

#### ①障害児施設給付費上限月額（15,000円）について

・私たちは障害者自立支援法本格実施後は親の世帯と分離して現在はこどもと2人暮らしです。無職で子どもの手当だけの最低生活です。1ヶ月104,122円です。生活保護以下の暮らしなのに、保育料（障害施設給付費）が無料ではないのが大変おかしいと思います。15,000円の限度額以内の負担でも生活ができなくなります。

#### ②障害児施設医療費上限月額（15,000円）について

・私の子どもは、2006年9月までは医療費は無料でした。10月からリハビリに通うごとにお金が取られることになりました。他の医療機関に受診・リハビリをしても心身障害者医療費助成制度が使えて無料なのに、障害児施設医療の場合はお金がかかるのがおかしいと思います。

## 3. 異議申し立てについての決定

### (1) 決定

本件異議申し立てはこれを棄却する。

### (2) 判断

障害児施設給付費及び障害児施設医療費の負担上限月額の決定に当たり、申請書に添付された世帯状況・収入・資産等申告書の記載内容並びに世帯構成並びに収入状況及び課税状況の調査により、異議申立人の世帯の平成17年の収入を50,900円と、資産等を610円と認定した。

この収入等の認定に基づき、障害児施設給付費の負担上限月額については法第24条の2第3項及び児童福祉法施行令第27条の2第1項の規定により同項第3号に該当するものとして15,000円と、障害

児施設医療費の負担上限月額については法第 24 条の 20 第 2 項及び令第 27 条の 11 第 1 項の規定により同項第 3 号に該当するものとして 15,000 円と決定した。

以上のとおり、障害児施設給付費及び障害児施設医療費の負担上限月額については、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定に基づき決定されており、本件異議申立ては理由がないと認められるため、行政不服審査法第 47 条第 2 項の規定により、主文のとおり決定する。

### (3) 補足

平成 19 年 1 月 30 日の口頭意見陳述において、異議申立人を令第 27 条の 2 第 4 号に規定する「要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者」として障害児施設給付費及び障害児施設医療費の負担上限月額を 0 円とすることを求める意見が述べられた。

生活保護境界層対象者の認定については、収入のほか世帯全体の状況に関する調査が必要であるため、当該規定の適用に当たっては、事前に金沢市社会福祉事務所長から生活保護境界層対象者である旨の証明書の交付を受け、改めて減額を申請することとされたい。

また、障害児施設医療費については、同日の口頭意見陳述においても指摘のあったとおり、石川県の心身障害者医療費助成制度の対象となることを申し添える。

## 4. 私たちが訴えたこと

- (1) Mさんの収入だと生活していくためには子どもの通園回数やリハビリ回数を減らさなければならなりません。お金によって子どもの発達が左右されることは絶対にあってはならないと思います。生活保護以下の暮らしであるという実態があるのに、そこに上限 15000 円の負担を決定するのはおかしいと思います。自治体として住民の福祉をしっかりと守ってほしいです。負担額のことを気にすることなく子どもに十分なリハビリを受けさせてあげることができるように、今回の負担上限 15000 円決定を取り消し、負担を 0 円にして下さい。
- (2) 障害児施設医療費は明らかに医療保険給付であり、心身障害者医療費助成の適用対象になるのは当然である。医療費負担増のため通園やリハビリを減らさざるを得なかった通園児や保護者の困惑に対し、「県と協議中」を理由に医療費助成の適用を遅らせた金沢市の責任は重大である。10 月からの児童福祉法施行令改定に伴い、障害児施設医療費に市単独事業として医療費助成を適用しておれば、保護者に個別通知するなどの負担軽減策もとるべきであった。
- (3) 障害児のリハビリを負担故に削らざるを得なくさせた金沢市長の利用料負担上限額決定は子どもの権利条約「障害を有する児童への援助は、可能な限り無償で与えられるもの」「障害を有する児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス等の機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。」及び、金沢市の子ども条例に反する決定である。金沢市長が決定した障害児施設給付費・障害児医療施設の負担上限月額 15,000 円は障害児の発達する権利、幸福追求権を侵害するものであり、負担上限月額 15,000 円の決定を取消し、負担上限月額は無料とすべきである。
- (4) 本件の場合、いわゆる生活保護境界層の負担軽減措置（負担上限額どおりの負担をすると生活保護基準以下となる場合、負担上限のランクを下げる措置）を適用すれば、1 ランク低い負担上限額となる。したがって、15000 円の負担上限ではなく 0 円の負担上限となる旨の処分の変更を求める。
- (5) 生活保護境界層減免を受けるための手続について、行政実務上は、あらかじめ生活保護の申請を保護者にさせた上で、境界層である旨の認定を受けることとされているようである。事前の生活保護申

請については、法的根拠がない。障害児施設給付費等の申請に際して、保護者が求められる手続は、児童福祉法施行規則に定められているが、そこには、境界層の負担軽減を受けるためにはあらかじめ生活保護を受けなければならない旨の規定はない。

そもそも、生活保護境界層の負担軽減は、利用料の定率負担により生活保護の受給に陥ることを未然に防ぐための措置であり、その措置を受けるために、いったん生活保護の申請をさせるというのでは本末転倒である。生活保護を受ける意思がないにもかかわらず、何故、生活保護の申請をしなければならないのか。保護の申請をすれば、資産調査、扶養照会など厳しいチェックが実施されることになり、これは境界層減免を求める者のプライバシーの侵害につながる。障害児施設給付費等の申請の際に提出される所得の状況により、「境界層該当者」と判定することこそ、法の趣旨に則った運用と思われる。

## 5. 「決定」についての評価

(1) 決定は私たちの訴えを退け、「国の制度の通り」とする金沢市長の負担上限額決定を追認するものであり、極めて残念である。処分庁が自らを審査する異議申し立ての限界であると思われる。

(2) 決定は、「補足」で「生活保護境界層減免」を紹介しており一定評価できる。しかし、境界層減免を受けるために生活保護の申請をしなければならないことの法的根拠、簡易な手続きについての私たちの提案については何ら示していなく、その補足意見は不十分なものである。

Mさんは実際には、2月から、境界層減免を受けるために、生活保護の受給意志がないにもかかわらず、生活保護を申請せざるを得なかった。しかも境界層にするために事実とは違う「仕送り」を作文することになった。これは生活保護法の趣旨にも反するものである。障害福祉課では「資産調査ができない」と言っているが、この間の一律的な預金通帳の提示要求などをみれば、担当課の責任転嫁と思われる。

ともあれ、異議申し立ての決定は『棄却』であったが、障害児医療施設には、償還払いの問題があるものの心身障害者医療費助成制度が適用された。またMさんの場合、先に述べたように生活保護境界層減免を受け、負担上限額は本年2月より0円となった。このことは、Mさんをはじめとした当事者の願いに応えたものであり、異議申し立てをはじめとした、当事者が声をあげ行動した結果であり、その成果は貴重であり、全国の同じ悩みをもつ人びとへの激励となるものである。

## 6. 「決定」後の金沢市の対応

金沢市は、2007年度予算案に「障害児通園施設の利用者負担の軽減助成制度＝負担減額126万円」を新設している。1割の利用料負担と保育料（応能負担）との差額を助成する制度である。

これは障害児への応益負担導入への異議申し立てなどについて真摯に耳を傾け、対応を検討した結果であると考えられる。障害福祉課課長をはじめとした職員の姿勢を高く評価したい。

<b>障害児通園施設の利用者負担の軽減 負担減額 126万円</b> 利用者負担金と保育料の差額を助成
--